

事務所だより

第154号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

使用者の安全配慮義務

今回は、使用者の安全配慮義務をテーマにしています。

法律の定め

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と定めています。

労働者は、使用者の指定した場所で、使用者の供給する設備・器具等を用いて労働に従事します。労働契約の内容として具体的に定めていなくても、労働契約に伴い信義則上当然に、使用者は、労働者を危険から保護するよう配慮すべき「安全配慮義務」を負っていると考えられます。

災害の予防責任

使用者は、労働災害を発生

させないように事前に予防措置を講じて保護する義務を負います（予防責任）。そのため、労働災害の「危険発見」と「その事前排除（予防）」の活動が必要です。

◎危険発見：職場における危険、特に働いている人の周りにある危険を予知して発見する。

◎事前排除（予防）：リスクを除去したり低減させたりし、残存したリスクに対して作業者にその存在などを示し、危険が顕在化しないように対策をとる。

これらの活動には、安全衛生管理体制を整備することが重要です。安全委員会・衛生委員会の設置・ストレスチェックの実施のほか、雇入時・作業内容変更時教育、危険予知・ヒヤリハット活動、労働時間管理、ハラスメント防止、作

業環境の整備、労働者の健康管理なども大切です。

労働契約法第5条違反には罰則がありません。

しかし、安全配慮義務を怠った場合、民法709条（不法行為責任）、民法715条（使用者責任）、民法415条（債務不履行）等を根拠に、使用者に損害賠償を命じる判決があります。

労働安全衛生法で定める最低基準を遵守することは当然として、使用者には、状況に応じた必要な配慮が求められます。

《労契法5条の条文解説》

「使用者①は、労働契約に伴い②、労働者がその生命、身体等の安全③を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮④をするものとする」

①「使用者」は、労働契約に基づいてその本来の債務として賃金支払義務を負うほか、労働契約に特段の根拠規定がなくとも、労働契約上の付随的義務として、当然に安全配慮義務を負うことを規定した

ものです。

②「労働契約に伴い」は、労働契約に特段の根拠規定がなくとも、労働契約上の付随的義務として当然に、使用者は安全配慮義務を負うことを明らかにしたものです。

③「生命、身体等の安全」には、心身の健康も含まれます。

④「必要な配慮」とは、一律に定まるものではなく、使用者に特定の措置を求めるものではありませんが、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等の具体的な状況に応じて、必要な配慮をすることが求められます。

Q 毎年、会社で定期健康診断を受診しています。受診は所定労働時間中ですが、受診時間の賃金をカットされました。おかしいのではないのでしょうか。

定期健診受診時間の賃金

A 健康診断は、大きく分けて一般健康診断と特殊健康診断があります（安衛法66条）。有害業務従事者に行う特殊健診は、所定労働時間中の実施が原則で、その時間は労働時間と解されます（昭47・9・18基発602号）。時間外労働に該当する際は、割増賃金の支払いが必要です。

一方、定期健診を含む一般健診は、業務遂行と直接関連して行うものではないため、受診時間の賃金は、当然には事業者の負担すべきものではなく労使間で協議して定めるものとしています。ただし、円滑な受診を考えれば、受診時間の賃金は事業者が支払うことが望ましいとの考えが示されています（厚生労働省）。

なお、定期健診は、特殊健診と違い労働時間とならないため、定期健診後の実労働時間が法定労働時間を超えない限り、割増賃金の支払いまでは求められていないといえます。

職場での熱中症予防対策

熱中症の症状を知っておこう

熱中症にかかると、重症度によってそれぞれの症状が現れます。(図参照)

重症度Ⅰ度に分類される症状が現れた人を介抱する場合は、①涼しい場所へ移動させる。②身体を冷やす。③水分・塩分補給を行う。の順序で応急処置を行ってください。

重症度Ⅱ度に分類される症状が現れた人を介抱する場合は、①涼しい場所へ移動させる。②身体を冷やす。③水分・塩分補給を行うとともに、速やかに病院などで医師の診察を受けさせてください。

重症度Ⅲ度に分類される症状が現れた人を介抱する場合は、一刻を争いますので、直ちに救急隊を要請してください。



(図) 熱中症の症状と分類

分類	Ⅰ度	Ⅱ度	Ⅲ度
症状	めまい・失神 筋肉痛・筋肉 の硬直、大量 の発汗	頭痛・気分の 不快・吐き気・ 嘔吐・倦怠感・ 虚脱感	意識障害・け いれん・手足 の運動障害、 高体温
重症度	小		大

建物の中で熱中症に?

事務所衛生基準規則第5条3項では、「事業者は、空調設備を設けている場合は、室の気温が17度以上28度以下及び相対湿度が40パーセント以上70パーセント以下になるように努めなければならぬ」と定めています。「空気調和設備」とは、「空気を浄化し、その温度、湿度及び

流量を調節して供給することができる設備」と定義し、一般的にはAir conditionerすなわちエアコンと称されています。

つまり、電力不足による節電対策として『エアコンの設定温度は28℃』と呼びかけていますが、事業者には、室内温度が28℃を超えないようにしておくようにこの努力義務が課せられているのです。

極端な節電対策を行った結果、OA機器などから放出される熱による高温多湿状態となった空間では、その日の体調によって熱中症の発生率が高まります。

熱中症の予防対策

熱中症の予防対策には、「水分・塩分の補給」と「暑さを避ける」の2つです。当たり前のことと思われるかもしれませんが、自分では気付かないうちに不足し、熱中症になることがあります。残暑がきびしい9月中旬頃までは十分注意することが肝心です。

7月の労務手続 「提出先・納付先」

賞与支給日から5日以内

○賞与支払届の提出

(支給が無い場合は、賞与不支給報告書を提出)

11日

○健保・厚年の算定基礎届の提出期限(7月1日～11日)

「年金事務所または健保組合」

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

「公共職業安定所」

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限

「都道府県労働局または労働基準監督署」

○労働保険料の納付(延納第1期分)「郵便局または銀行」

15日

○障害者・高齢者雇用状況報告書の提出

「公共職業安定所」

8月1日

○労働者死傷病報告の提出

(休業4日未満、4月～6月分)「労働基準監督署」

○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」



醒ヶ井 梅花藻 (2022年6月20日)

編集後記

7月に入ったばかりなのに、群馬県や山梨県では最高気温が40℃を超えた地域があるとのこと。
やむなく外出される方は、無理せず行動なさってください。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com